

# 地域のモビリティ確保の知恵袋2013

～災害時のモビリティ確保に向けた取り組みのススメ～

参考資料編

平成25年3月

国土交通省 総合政策局 総務課 政策企画官（総合交通体系担当）

## 目次

1 東日本大震災被災地の復興に向けた取り組み.....	1
1-1 復興計画における地域のモビリティ確保の位置づけ.....	2
1-2 鉄道の復旧に向けた取り組み.....	7
1-3 バス・タクシー等の取り組み.....	11
2 ケーススタディ地域における取り組み.....	15
2-1 八戸市.....	17
2-2 田原市.....	30

---

# 1 東日本大震災被災地の復興に向けた取り組み

---

- ・東日本大震災発災から2年余りを経た現在、被災地では復興に向けた取り組みが本格的に進められている。
- ・地域のモビリティについては、仮設住宅における生活の足の確保や今後のまちづくりを見据えた交通施設の復旧・整備などの取り組みが行われているところである。
- ・地域のモビリティに関する被災地における復興に向けた取り組み事例として、以下のものを整理した。

## 東日本大震災被災地の復興に向けた取り組み事例（分類）

### ①復興計画における地域のモビリティ確保の位置づけ

- ・津波被災市街地等の復興に向け、自治体ごとに復興計画を策定している。
- ・復興計画では、地域のモビリティに関する取り組みとして、道路・鉄道等の被災した交通施設の復旧のほか、仮設住宅等における生活の足の確保も含め、復興の段階に合わせた取り組み等が位置付けられている。

（個別の取り組み）

### ②鉄道の復旧に向けた取り組み

- ・被災した路線ごとに復興調整会議を設置し、復旧に向けた検討が行われている。
- ・被災した路線では、バスによる代替又は振替輸送が行われている。一部の路線では、仮復旧としてBRTによるサービス提供も行われている。

### ③バス・タクシー等の取り組み

- ・仮設住宅等における生活の足の確保に向け、既存交通サービスのルート等の変更やデマンド交通の導入などの取り組みが行われている。
- ・また、仮設商店街の開設など地域の復興に合わせ運行経路の見直しなども行われている。

## 1-1 復興計画における地域のモビリティ確保の位置づけ

---

---

- ・津波被災市街地等の復興に向け、自治体ごとに復興計画を策定している。
- ・復興計画では、地域のモビリティに関する取り組みとして、道路・鉄道等の被災した交通施設の復旧のほか、仮設住宅等における生活の足の確保も含め、復興の段階に合わせた取り組み等が位置づけられている。

### <地域モビリティ確保に係る記載内容>

#### ○鉄道の復旧

- ・被災した沿岸部の鉄道については、安全な箇所への移設やまちづくりに対応した復旧等の取り組みが位置づけられている。

#### ○航路の復旧

- ・離島航路については、被災した港湾等の復旧とフェリーの運航再開が位置づけられている。

#### ○バス・タクシー等の運行

- ・仮設住宅等における生活の足の確保のために暫定的な取り組みとしてバス運行等が位置づけられている。
- ・また、高台移転などの復興に合わせた交通体系の再構築などが位置づけられている。

#### ○交通結節点の整備

- ・鉄道駅・駅前広場を交流拠点等として活用することが位置づけられている。

次頁以降に復興計画における地域のモビリティ確保に関する記載事例を示す。

## ■復興計画等における地域のモビリティ確保に関する記載例（抜粋）

### ▶岩手県

#### 陸前高田市 | 陸前高田市震災復興計画（H23.12）

##### 第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策5 旅行誘客や地域間交流を促進し、安全・快適で利用しやすい公共交通環境を形成する。

##### 復興のための施策

###### 1 公共交通体系の復旧と再整備の促進

- ・JR大船渡線は、新しい市街地や居住地域に対応した早期復旧及び気仙沼駅・陸前矢作駅間の早期開通を要請していきます。
- ・復興の段階に合わせて、新たな陸前高田市の都市構造に適応した、持続可能な公共交通体系の再整備を促進します。

###### 2 駅前広場及び交流館の整備

- ・公共交通機能の中心地点として、駅前広場を整備するとともに、住民・観光客が憩いの場として利用できるターミナル施設を建設します。

#### 釜石市 | 釜石市復興まちづくり基本計画（H23.12）

##### 基本目標3：生活の安心が確保されたまちづくり

###### (6) 地域交通の確保

- ・被災によって居住地域が変貌したことから、国機関の支援のもと、交通計画の策定に関する調査事業を導入しながら、地域交通の確保に努めます。
- ・仮設住宅を中心とした、震災後の住民生活に即したバス路線の運行支援を行います。
- ・地域住民の生活の足を確保するとともに、観光客など交流人口の拡大に取り組むため、JR山田線や三陸鉄道の復旧整備を図ります。

#### 田野畑村 | 東日本大震災田野畑村し合外復興計画（H23.9）

### ■生活再建

#### Ⅲ 保健・医療・福祉の充実

##### 基本的な考え方

応急仮設団地や被災地区周辺の買い物や通院等移動手段を確保するための仕組みを検討します。

##### 復興に向けての方針

###### (3) 高齢者が住み続けるための支援の充実

- ・被災した一人暮らし、高齢者夫婦世帯が住み続けられるようにするために、高齢者に配慮した公営住宅の提供や賃貸住宅の支援など、居住継続策を充実します。
- ・外出を促し、コミュニティの支え合いの中で積極的に暮らしていけるよう、交通基盤整備や移動手段提供等の移動支援方策を検討します。

▶宮城県

気仙沼市 | 気仙沼市震災復興計画 (H23.10)

第1節 市土基盤の整備

③交通網の整備

No14 路線バスの運行

現状 (課題)

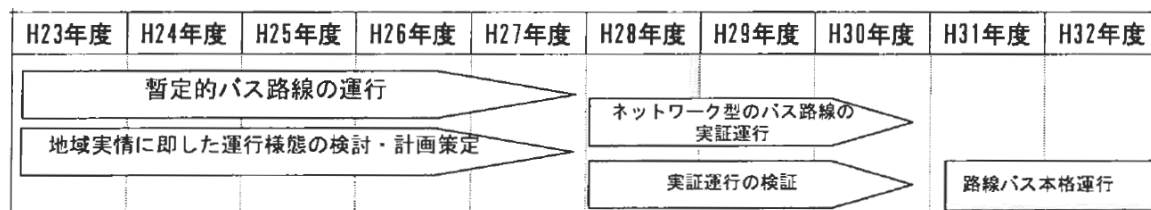
本市の路線バスは、東日本大震災により、(株)ミヤコーバスの営業所が流出したため、仮営業所をリアスアーク美術館駐車場に置き13路線23系統が運行されています。震災により、被災して運行できない道路もあることから一部路線を変更して運行しているほか、6路線17系統が運行を休止しています。

事業概要

当面、被災した道路の復旧状況、(株)ミヤコーバスの営業拠点の本格再開の動きを見ながら暫定的な路線運行を継続します。

今後は、復興計画のゾーニングによる人口集積や拠点施設の設置の状況を踏まえ、震災前に計画していた市内循環バスを幹線とし、幹線に繋がる支線を編成するネットワーク型のバス路線を再構築することにより、市民の通院、通学、通勤等の交通ツールの確保を図ります。

取り組み内容



■分野別取り組み

1. 防災・減災による災害に強いまちづくり ～防災自立都市の形成～

③安全で住みやすい住宅地・市街地の整備

通勤・通学の足である JR 仙石線について、石巻市、仙台市等の沿線地域と連携しながら早期復旧を実現します。また、安全な高台で教育施設、福祉施設、商業施設、住宅地の一体整備を行い、徒歩圏で生活機能が充足した機能的なまちづくりを進めます。

【取組み項目】

- 交通インフラと連携した機能的なまちづくりの推進
- ・ JR 仙石線の早期復旧と適正配置
- ・ JR 線、三陸道等の東西軸沿線の安全で便利な住宅地・市街地整備

【主な実施事業】

- JR 仙石線代替バス運行事業 (JR)
- JR 仙石線移設事業 (JR)
- JR 仙石線駅舎整備事業 (市、JR)

2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり

(1) 暮らしやすい居住環境の整備

③商業施設の整備と医療、福祉の公共交通等との連携

仮設住宅（あるいは災害公営住宅）は、不便な場所に立地しているケースもあるため、仮設店舗を整備していきます。あわせて、高齢者の健康や暮らしを支えるデマンド交通らくらく号の運行や、震災対応巡回バスを運行するシステムを拡充し、買い物、通院などの生活の利便性を確保します。

【取組み項目】

- デマンド交通、巡回バスの運行

【主な実施事業】

- 仮設住宅巡回バス運営事業 (市)
- カーシェアリング事業 (民間)

(2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上

②教育環境の充実と文化の継承

【主な実施事業】

- 臨時スクールバス運行事業 (市)

■重点プロジェクト

(1) 安全で魅力ある暮らしプロジェクト

①歩いて暮らせるまちづくり

都市機能をコンパクトに整備し、基本的には歩いて暮らせる範囲（徒歩20分圏域）で生活のための機能が充足できる新たな復興のまちづくりを目指します。

そのため、公共施設だけでなく、商業、サービス業、福祉、医療等の機能を誘導し、移転地域の生活の質を持続的に高めます。

- 歩行空間を安全に整備するとともに、公共交通機関（鉄道・コミュニティバス・デマンドタクシー、カーシェアリング等）を利用した移動システムをつくります。

### 3. 住みよい港町づくり《住環境》

#### （1）応急仮設住宅の確保

##### 緊急対策

#### ②生活環境の改善

- ・事業者と協議し、応急仮設住宅生活者のための路線バス増発や新規開設

#### （5）公共交通機関の再開・整備

##### 緊急対策

#### ①公共交通機関への要請

- ・復旧・復興段階に応じ、また観光事業の再開などに応じて、鉄道、バス、タクシー事業者への再開、運行の要請
- ・鉄道は、より安全であるとともに新しい女川の町の付加価値を高める場所への駅舎の設置や復興計画を考慮したルートを要望

##### 短期対策

#### ②町内を結ぶ交通手段の再開

- ・町民の生活維持のために、バス、離島航路の早期再開を図る
- ・復興の段階に応じて、路線数、運行便数など改善を図る

##### 中長期対策

#### ③高台移転に伴うバス等公共交通機関の確保

- ・特に高齢者の生活負担軽減のために、効果的な路線バスの運行計画を検討するとともに、スクールバスの混乗、配車の一元化なども検討

### 5. 心豊かな人づくり《人材育成》

#### （1）安心・安全な学校教育の確保

##### 緊急対策

#### ②児童生徒等の就学支援

- ・安全な徒歩通学路が確保できるまで、また遠隔地の応急仮設住宅等から通学する児童生徒に対する通学バスの運行を継続

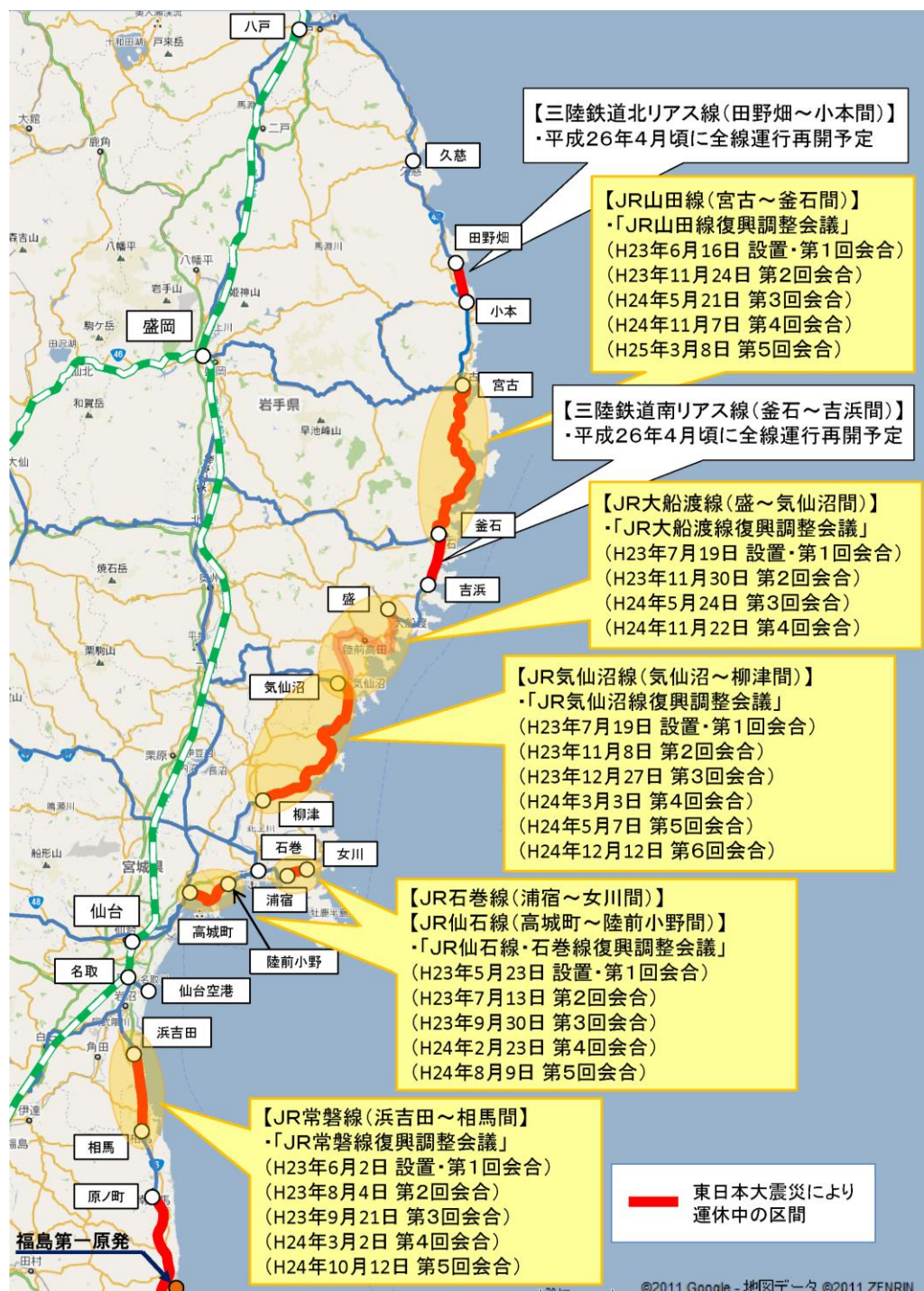


## 1-2 鉄道の復旧に向けた取り組み

### (1) 復興調整会議

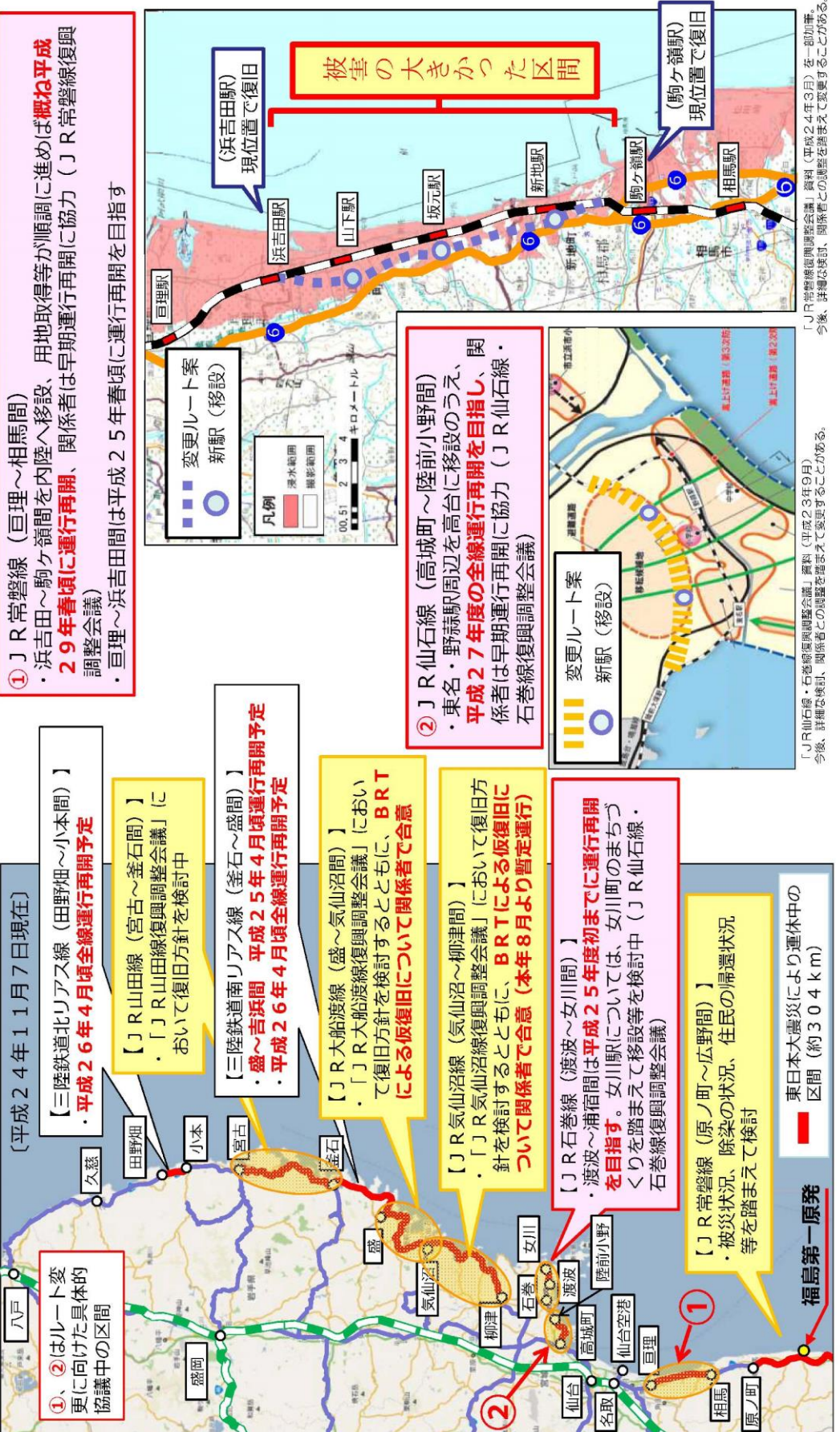
- 東日本大震災で甚大な被害を受けた沿岸部の鉄道の復旧にあたっては、安全なルートを前提に、沿線地域の復興まちづくりと整合を図りながら、ルート変更や駅の移設等を検討するため、被災した路線毎に鉄道事業者、関係自治体、国等からなる「復興調整会議」を設置して関係者と協議を行っている。

■沿岸部の鉄道の復旧に向けた復興調整会議の設置・検討状況



# 沿岸部の鉄道の復旧に向けた取り組み（JR在来線）

東日本大震災で甚大な被害を受けた沿岸部の鉄道の復旧にあたっては、安全なルートを前提に、沿線地域の復興まちづくりと整合を図りながら、ルート変更や駅の移設等を検討するため、被災6線区毎にJR東日本、関係自治体、国（復興局、東北地方整備局、東北運輸局）等からなる「復興調整会議」を設置して関係者と協議を続けている。



■三陸鉄道の復興へ向けた動き（国土交通白書より抜粋）

岩手県沿岸部を走る三陸鉄道は、東日本大震災により甚大な被害を受け、総延長約 108km ある全線のうち 3 分の 2 が不通となっている。早期に開通した区間について、三陸鉄道株式会社（岩手県等出資の第 3 セクター）は「復興支援列車」と銘打ち、3 月中は無料、4 月以降も割引運賃で走り、「地元の足」としての役割を果たしているが、月間の運賃収入は 700 万～800 万円と震災前の約 4 分の 1 となった。

しかしながら、三陸鉄道株式会社の物産の売上げは増加している。平成 23 年 6 月に復興祈念の商品「きっと芽がでるせんべい」を売り出したところ、全国から注文が殺到し、生産が間に合わない状況もあった。同年 8 月、津波で流されたレールを「復興祈願レール」と名付け、10cm5 万円、5cm3 万円で 200 個限定で売り出したところ、これも全国からの支援により、1 日で完売した。



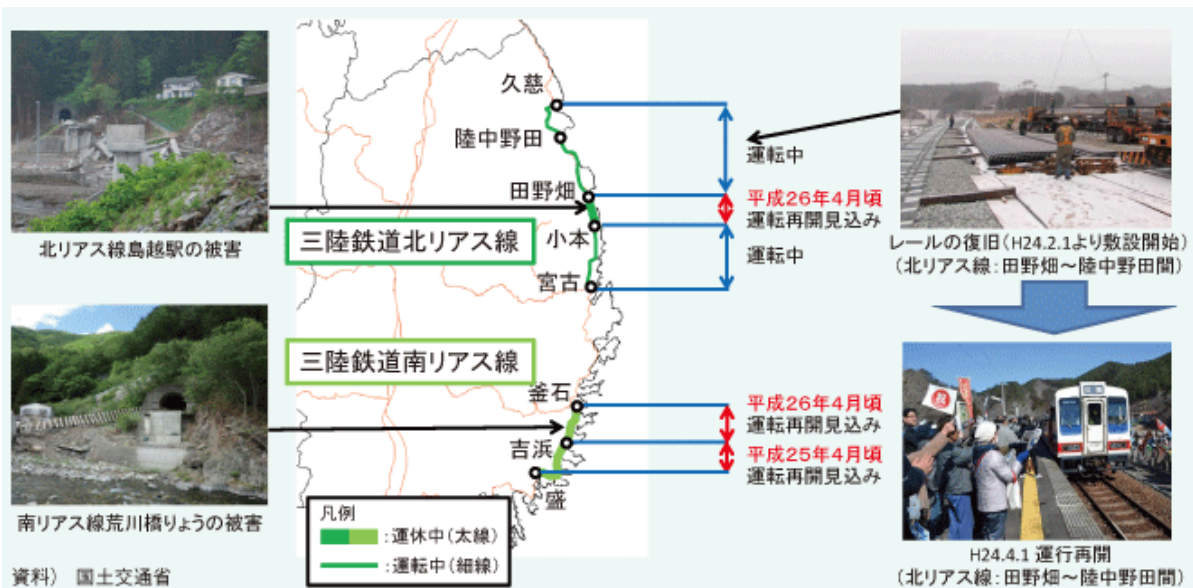
資料) 三陸鉄道(株)

また、同年 5 月から開始した、社員がガイドを務める被災地視察ツアーも好評で、24 年 2 月時点までに約 100 団体 1,500 人以上が参加している。

一方、東北運輸局は、東北鉄道協会（東北の民鉄、三セク鉄道、地下鉄等 20 社で構成）と連携して、震災による長期間の運休や、運行再開したものの風評被害等により観光客が減少している三陸鉄道等の東北のローカル鉄道について、東日本大震災からの早期復旧と運行再開後の利用促進策等を支援するため、イベント「頑張ろう三鉄の集い」、「がんばろう東北の鉄道！リレー写真展」の開催や、鉄道フェスティバル会場に三陸鉄道のグッズ販売の特設ブースを設けるなど、様々な復興支援イベント「東北ローカル線復興支援キャンペーン」を実施した。

23 年度第 3 次補正予算及び 24 年度予算において、復旧費用への補助が盛り込まれたことから、23 年 11 月から本格的な復旧工事に着手し、今後、復旧工事が完了した区間から順次運転を再開し、最終的には 26 年 4 月頃に全線が運行再開する見込みである。

○三陸鉄道の運転再開



資料) 国土交通省

(2) 被災した鉄道の代替等

- ・被災した路線では、鉄道復旧までの算定的な措置として、バスによる代替又は振替輸送が行われている。
- ・また、気仙沼線、大船渡線の一部では、仮復旧としてBRT（Bus Rapid Transit）によるサービス提供も行われている。

■【気仙沼線】BRTによる仮復旧

- 気仙沼線の柳津～気仙沼間については、東日本大震災の影響により不通となり、現在は路線バスへの振替輸送を実施中
- 同区間は、仮復旧としてBRT(バス高速輸送システム)による年内の運行開始に向けた準備を進めているが、一部区間で専用道が完成する見通しがついたことから、沿線学校の2学期開始に合わせ、2012年8月20日(月)より先行して暫定的なサービス提供を開始
- 上記に伴い、当現在行っている(株)ミヤコーバスへの振替輸送については、2012年8月19日(日)をもって終了

暫定整備内容

(1) 駅舎改良

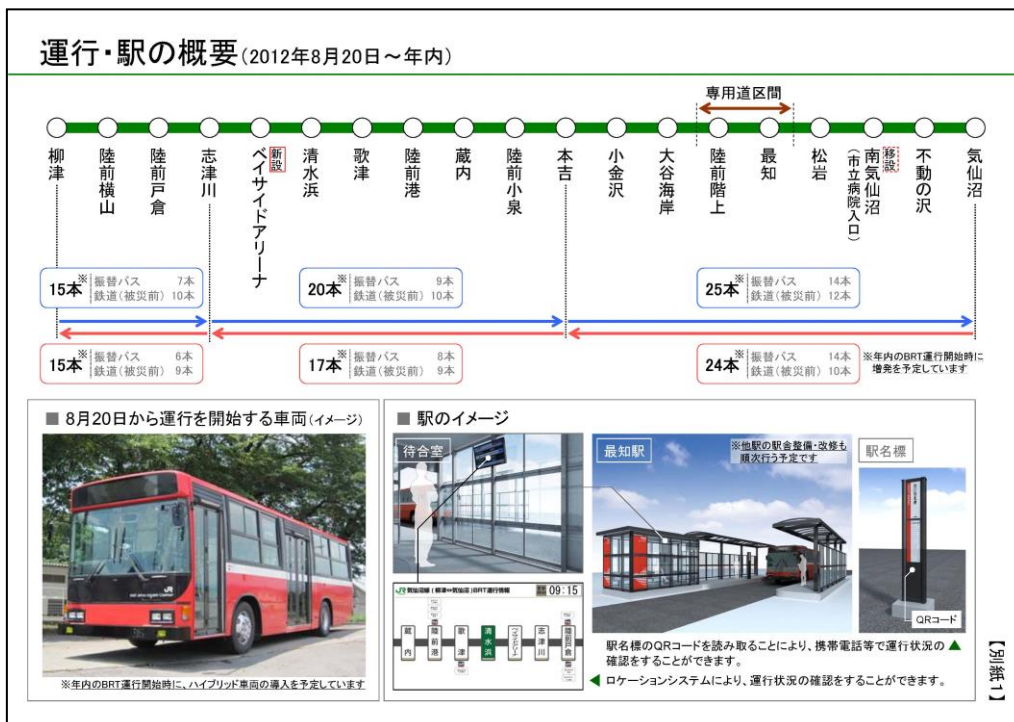
- ・陸前階上駅・本吉駅の駅舎改修、最知駅の駅舎整備を行う

(2) 専用道整備

- ・一部区間（陸前階上～最知間 2.1km）で専用道の走行を開始する予定

(3) ロケーションシステム

- ・運行状況を確認できる「ロケーションシステム」を導入
- ・駅待合室に設置するほか、駅名標のQRコードを読み取ることにより、携帯電話等で運行状況を確認できる



(資料：JR東日本プレスリリース資料(平成24年7月18日))

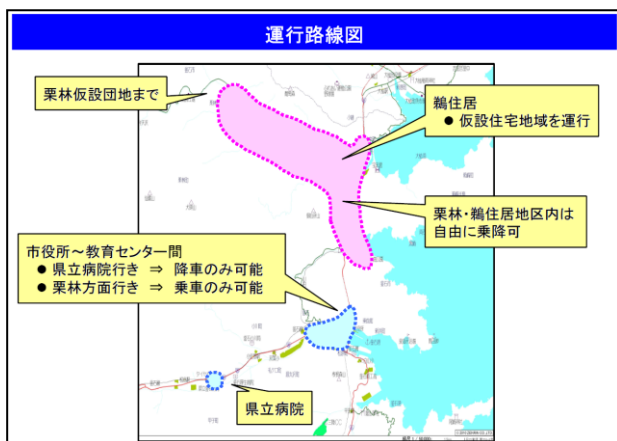
## 1-3 バス・タクシー等の取り組み

・仮設住宅等における生活の足の確保に向け、既存交通サービスのルートなどの変更やデマンド交通の導入などの取り組みが行われている。

### ■釜石市における取り組み

○にこにこバス（オンデマンドバス（予約運行型乗合バス）） H24.10.10～

- ・交通の便が悪い仮設住宅地（栗林・鶯住居地区）において、その乗客需要に応じた柔軟な運行を行い、また復興に伴って変化する街の交通事情にも追従できるシステム構築を目指し、デマンド交通の試験運行を行っている。
- ・トヨタ自動車やKDDIなど民間事業者からシステムや情報端末などの支援を受けながら、市が所有する小型バスにより運行している。



### ご利用の手引

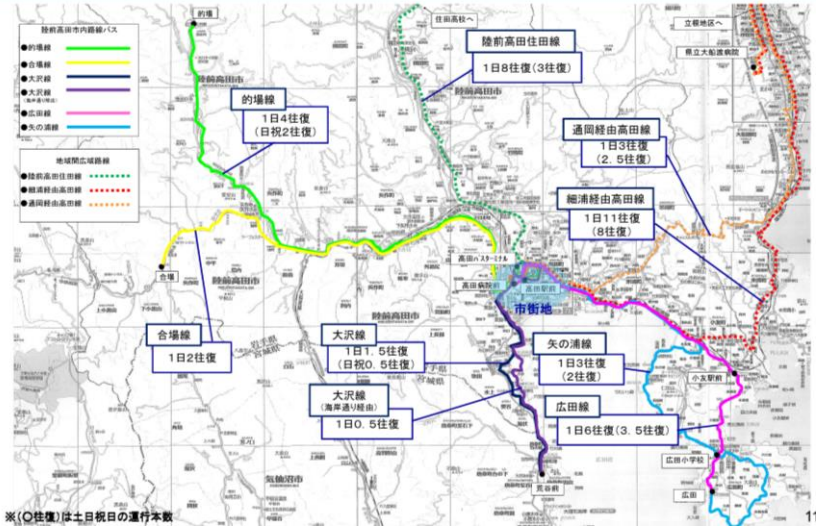
ご利用方法	運行エリア
<ol style="list-style-type: none"> <li>●事前に利用登録が必要です。 登録料金は、市役所市民課、仮設住宅地区生活支援センター、各仮設住宅相談室で配布しています。</li> <li>●登録された方には、登録証を発行し、ご自宅に郵送します。 発行には約1週間かかります。</li> <li>●利用したい時間までに、予約センターへ電話して下さい。 予約は10日前から受け付けます。満席の場合は、先着順となります。 ●おペレターに、登録番号、氏名、乗車場所、降車場所、利用したい時間帯、到着時刻ないしは出発時刻の目安を伝えて下さい。 ●おペレターから、予約が可能かどうかの回答があります。 ただし、この場合では、乗車・降車時刻のお約束はできません。ご了承ください。</li> <li>●乗車前日の午後8時から7時の間に、事前に登録のあった連絡先(メール)アドレスないしは電話番号に、乗車時刻をご連絡下さい。 翌日、乗車時刻までに、乗車場所までお越し下さい。</li> <li>●予約した車両が来たら、乗車して、利用登録証で乗車手続きをして下さい(詳細は右記の「乗車時の手続きの仕方」をご覧ください)。 運転手から、料金の案内がまいりますので、現金で支払って下さい。</li> </ol>	<p>栗林町～両石町、天神町～教育センター、県立釜石病院          &lt;市役所～教育センター間の距離は&gt;          ①県立釜石病院行きでは、降車のみできます。          ②栗林方面行きでは、乗車のみできます。          ※ 教育センターから県立釜石病院の間は乗車できません。</p> <p><b>予約受付時間</b>          月曜日～金曜日の  <b>午前8時～午後5時</b>          (祝日および12/29～1/3を除く)          ●利用したい時間までに、予約センターへ電話して下さい。          ●予約は10日前から受け付けます。          ●満席の場合は、先着順となります。</p> <p><b>運行時刻</b>          月曜日～金曜日の  <b>午前8時～午後7時</b>の間で、予約状況に応じて運行します。</p> <p><b>乗車時の手続きの仕方</b>          登録証の右下に印刷されているコードを、バスの入り口にある読み取り器にかざして下さい。</p>
<p><b>&lt;注意事項&gt;</b>          このバスは、複数の予約を受けて運行される乗合バスのため以下のことにご注意下さい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●前泊する場合は必ず予約が必要です</li> <li>●希望の到着時刻もしくは出発時刻で予約できないことがあります</li> <li>●満席で予約できないことがあります</li> <li>●時刻表によっては、乗客のみのバスが運行していない場合があります</li> <li>●利用できなかった場合は、予約センターへキャンセルの連絡して下さい</li> </ul>	<p>読み取り器</p> <p>予約センター ☎ 0193-55-4708</p>

■陸前高田市における取り組み

・交通の便が悪い仮設住宅地・残存集落等の生活交通確保のため、サバイバル戦略（被災地特例）等を活用し、既存バスルートの変更や乗合タクシーの導入を行っている。

＜震災前後の交通ネットワークの変化＞

○震災前



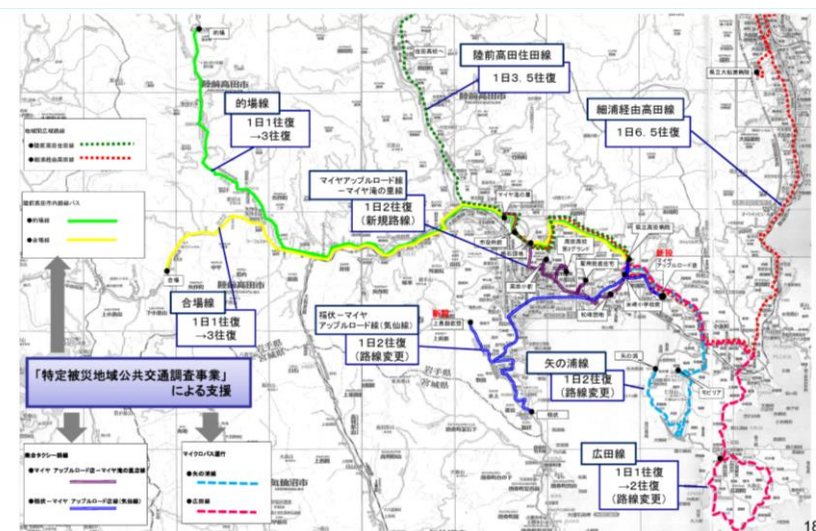
○震災後1

(平成23年4月～平成24年6月)



○震災後2

(平成24年6月25日～)



○乗合タクシー（H23.10～）

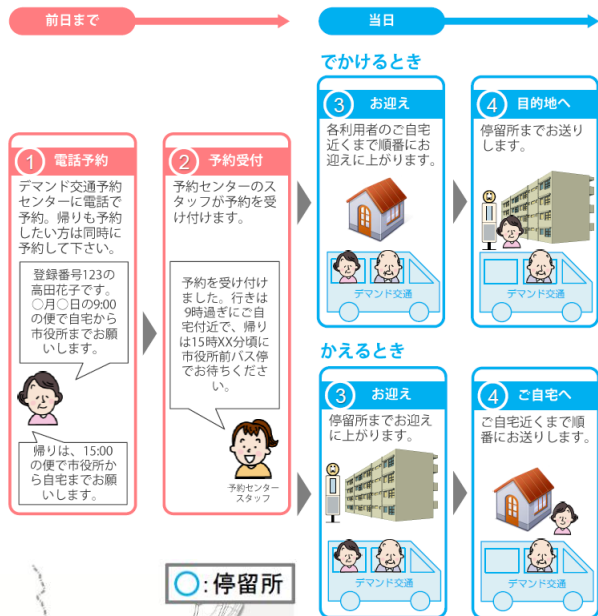
- ・大規模な仮設住宅（モビリア）から県立高田病院を經由し、スーパーを結ぶ路線
- ・道路が狭く、バスによる運行が難しいため、乗合タクシーを運行



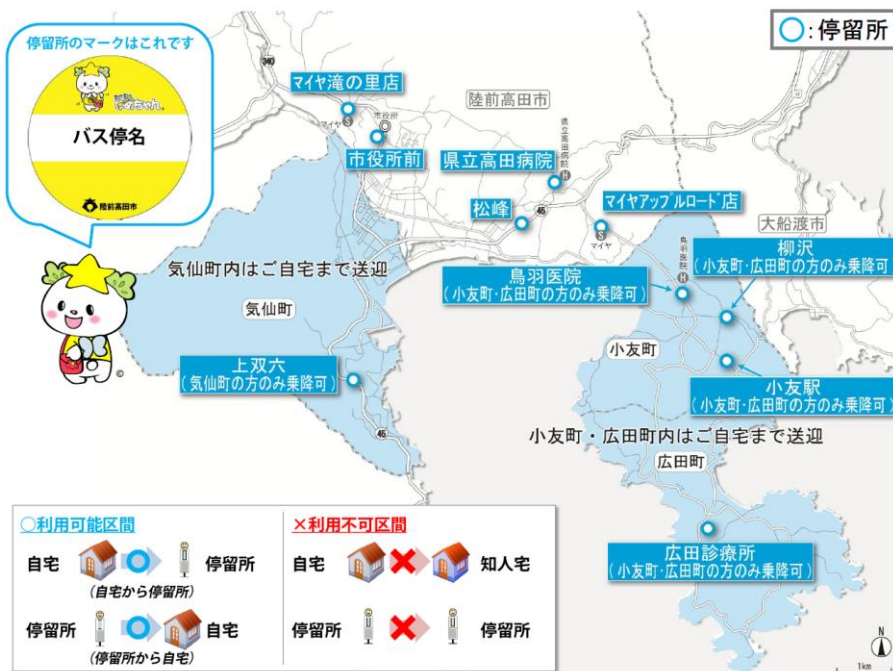
○デマンド交通（予約型乗合タクシー）（H25.2～）

- ・高台に仮設住宅等がある2地区（気仙町、小友町及び広田町）の住民を対象にした、自宅と公共施設等を結ぶ予約型の乗合タクシー
- ・平日のみ1日3便を運行
- ・乗り降りは自宅と指定された停留所

<利用方法>



<運行エリア>



## ■女川町における取り組み

### ○仮設住宅と病院・商店等を結ぶ町民バス

- ・被災で運休中の JR 石巻線の代替バス運行開始に合わせ、避難所から代替バスの発着地点にアクセスする町民バスの運行を開始した。
- ・その後、仮設店舗の建設等まちの復興に合わせ、運行ルートの変更及び増便を行い、高台に移設された仮設町役場を中心に仮設住宅や仮設店舗を結んでいる。

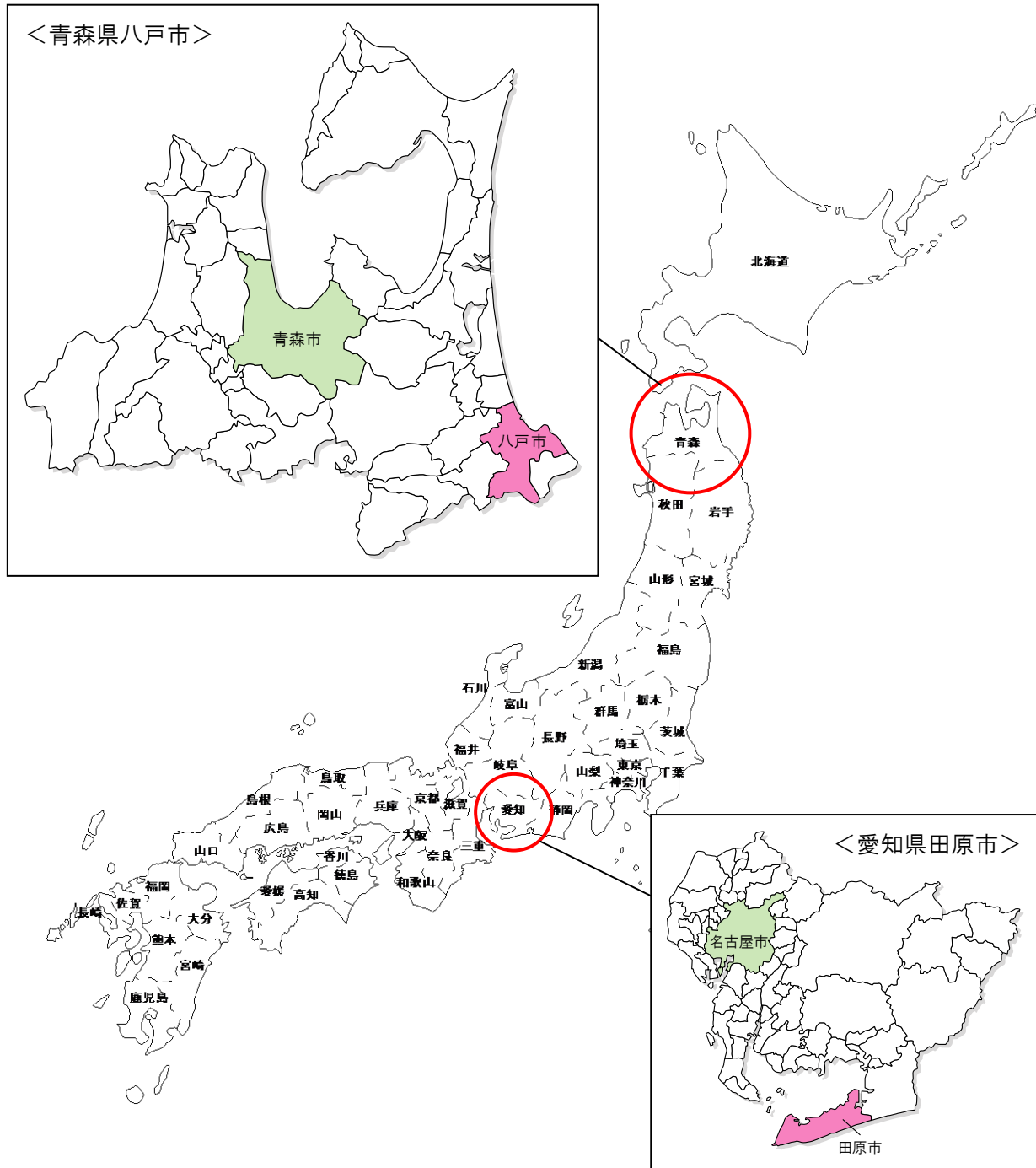




## 2 ケース・スタディ地域における取り組み

- ・「地域のモビリティ確保の知恵袋 2013」は、青森県八戸市及び愛知県田原市における、災害時のモビリティ確保に向けた取り組みを通じて、得られた知見等をもとに作成した。
- ・それぞれの地域における取り組みの過程や成果の概要を以下に示す。

### ○位置



○人口規模等

対象地域		青森県八戸市	愛知県田原市
人口		240,789 人 (住民基本台帳【H23.3.31】)	65,618 人 (住民基本台帳【H23.7.31】)
面積		305.40 km <sup>2</sup>	188.81 km <sup>2</sup>
土地利用 (地目別土地面積)		<p>(平成 23 年 1 月 1 日現在、固定資産概要調書)</p>	<p>(平成 18 年 1 月 1 日現在、固定資産概要調書)</p>
産業構成 (就業者構成、 H17 国勢調査)			
主な公共交通機関	鉄 道	・ JR 東日本 (八戸線) ・ 青い森鉄道	・ 豊橋鉄道
	バ ス	・ 八戸市営バス ・ 南部バス ・ 十鉄バス	・ 豊鉄バス ・ ぐるりんバス
国による災害対策推進地域の指定状況		・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防炎対策推進地域	・ 東海地震対策強化地域 ・ 東南海・南海地震対策推進地域

## 2-1 八戸市

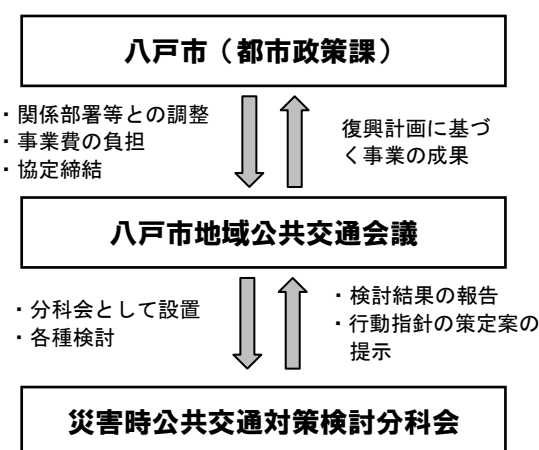
### ■取り組みの背景

- ・東日本大震災では、八戸市においては、鉄道の寸断、路線バスの燃料不足、道路の交通渋滞などが発生し、「関係機関が相互に連絡・連携する仕組みがない」、「運行情報等が一元化されず、事業者ごとに対応がバラバラ」などの問題が明らかになった。
- ・こうした問題を踏まえて、今後の災害に備え、災害時に関係機関の連携・協力し、公共交通サービス提供や情報発信を行う仕組み（「災害時公共交通行動指針」）を検討した。

### ■検討体制

- ・八戸市地域公共交通会議の下部組織に「災害時公共交通対策検討分科会」（以下、分科会）を設置し、検討を行った。
- ・分科会は自治体、交通事業者、道路管理者、交通管理者などで構成している。

#### 【検討体制】



#### ○分科会メンバー

座長	福島大学（学識経験者）
アドバイザー	八戸工業大学（学識経験者）
バス	市交通部
	南部バス(株)
	十和田観光電鉄(株)
タクシー	八戸市タクシー協会
鉄道	東日本旅客鉄道（株）
	青い森鉄道（株）
道路	国道管理者
	県道管理者
	市道管理者
警察	八戸警察署（交通管理者）
一般市民	公共交通会議オブザーバー
行政	青森運輸支局
	都市政策課

### ■検討の経緯

- ・分科会は、平成24年5月に第1回分科会を開催し、平成25年3月までに計10回開催した。
- ・第1回から第3回までに、課題の整理を基に災害発生により想定される場面等の整理を行った上で、第4回以降に災害時の対応フローも含めた具体的な対策の検討を行い、災害時公共交通行動指針を作成した。

○検討の流れ

検討の段階	開催回	主な議論の内容	分科会での主な意見
枠組みの設定 場面の設定	第1回 (5/24)	■取り組み概要について	・対象とする災害の①種類、②影響範囲、③規模、④影響時間について議論が必要 ・災害時にどのような場面で関係機関の連携が必要になるか整理が必要
	第2回 (8/3)	■現状・課題について	・事業者間の連携のためには、適用条件や発動する場合の判断者の明確化も必要 ・場面の想定をベースに分科会の構成員が個別にできること、連携してできることの整理が必要
	第3回 (8/30)	■想定される場面について ■基本方針について	・地域防災計画との整合性が必要 ・基本方針の方向性をベースにしながら、具体的な場面での対応を確認しつつ、事前準備すべきこと、必要ないことの整理が必要
対策の検討	第4回 (10/1)	■関係機関の役割について ■情報に関する対策案について	・対応フローについて場面別に検討する必要性 ・シミュレーションによる検証の必要性
	第5回 (10/16)	■運行に関する対策案について ・運行に関する場面ごとに連携の具体的な方法等を議論	・鉄道事業者の代替バスに対する考え方の確認が必要 ・臨時輸送や職員・乗務員の派遣について制度的問題等の確認が必要
	第6回 (11/7)	・連携する場合の各関係者の細かな対応等を議論	・臨時輸送や職員・乗務員の派遣について制度的問題等について引き続き整理が必要 ・車両等のリソースの整理が必要
	第7回 (12/13)	■成果のとりまとめについて ・とりまとめの方向性	・検討の成果を①災害時公共交通行動指針(案)、②地域防災計画の公共交通に関する部分の改定内容(案)、③ハードに関する事前の備えの整備状況としてとりまとめ
	第8回 (1/17)	・とりまとめ案の提示 ・連絡体制の提示	・燃料確保については青森県の取り組みとの調整が必要 ・既存の連絡網との調整が必要
	第9回 (2/8)		
	第10回 (3/22)	・ハンディ版について ・今後の取り組みについて	

(分科会の議題・資料)

開催回	議題	資料
第1回 (5/24)	(1) 分科会の運営について (2) 実施計画について (3) 成果イメージについて (4) その他	資料1 事業の趣旨及び分科会の位置づけ 資料2 災害時公共交通対策検討事業の実実施計画 資料3 災害時公共交通対策検討事業の成果イメージ
第2回 (8/3)	(1) 規定計画(国、県、市等)の整理について (2) 関係者ヒアリングの調査の実施状況について (3) 現状の整理について (4) 防災に関する知見の収集・整理についてほか	資料1 規定計画(国、県、市等)の整理 資料2 関係者ヒアリングの調査の実施状況 資料3 現状の整理 資料4 防災に関する知見の収集・整理 参考資料 防災に関する知見の収集・整理の一覧表 その他(災害時知恵袋、ハザードマップ等)
第3回 (8/30)	(1) 乗務員等グループインタビューについて (2) 課題等の整理結果について (3) 想定される場面と連携のイメージについて (4) 基本方針の方向性についてほか	資料1 前回分科会の議論の整理と今後のとりまとめの方向性 資料2 現状把握と課題等(場面)の整理結果 資料3-1 基本方針の方向性(現時点での案) 資料3-2 基本方針に基づく適用条件、実施体制、適用場面
第4回 (10/1)	(1) 各構成員の役割と位置づけについて (2) 「情報」に関する詳細・具体案の検討についてほか	資料1 各構成員の役割と位置づけについて 資料2 「情報」に関する詳細・具体案について 参考資料1 基本方針の方向性(現時点での案) 参考資料2 災害発生時の場面整理
第5回 (10/16)	(1) 運行(サービス提供)に関する詳細・具体案の検討についてほか	資料1 「運行」に関する詳細・具体案について 資料2 八戸市内のバス路線及び津波浸水区域図
第6回 (11/7)	(1) 第5回分科会の確認事項の報告について (2) 連携時における事業者の役割・情報伝達等の検討についてほか	資料1 前回分科会の確認事項の報告について 資料2 連携時における事業者の役割・情報伝達等の検討について
第7回 (12/13)	(1) 災害時公共交通行動指針(案)の構成について	資料 行動指針(案)
第8回 (1/17)	(1) 災害時公共交通対策検討事業の成果の構成について (2) 行動指針(案)の内容について (3) 行動指針(案)の論点について (4) 連絡網・連絡内容(案)についてほか	資料1 災害時公共交通対策検討事業の成果の構成について 資料2 八戸市公共交通行動指針の論点について 資料3 連絡網及び連絡内容(案)について 参考資料 八戸市内のバス路線及び津波浸水区域図
第9回 (2/8)	(1) 行動指針修正案の確認について (2) 連絡網・連絡内容についてほか	資料1 災害時公共交通対策検討事業の成果 資料2 前回分科会との変更点について 資料3 行動指針(案)概要版
第10回 (3/22)	(1) 行動指針の修正点の確認について ①情報共有・発信の基準について ②情報発信チャンネルについて (2) 行動指針案のハンディ版について (3) 次年度以降の進行管理についてほか	資料1 災害時公共交通対策検討事業の成果 資料2 前回分科会との変更点について 資料3 行動指針(案)概要版

## ■検討の成果

- ・検討の成果は、災害時の対応などをとりまとめた「1. 八戸市災害時公共交通行動指針（本編）」、関係機関のリソースの状況などを整理した「2. 八戸市災害時公共交通行動指針（資料編）」、1. の内容を地域防災計画に反映内容を整理した「3. 八戸市地域防災計画における公共交通部分の改定案」である。

### 1. 八戸市災害時公共交通行動指針（本編）

- ・①総則、②方針、③連携・連絡行動指針で構成しており、行動指針の適用に関する項目等（基準、体制、方針、場面、対応フロー、対応表）を示している。

八戸市災害時公共交通行動指針 目次	
1. 総則	
	(1)行動指針の目的
	(2)行動指針を適用する災害
	(3)行動指針を適用する時期
	(4)行動指針を適用する地域
	(5)行動指針を適用する主体
	(6)行動指針を適用する主体の役割
	(7)行動指針を適用する側面
	(8)行動指針を適用する判断と運用の体制
	(9)本行動指針の進行管理
2. 方針	
	(1)行動指針の基本方針
	(2)時期別の基本方針
3. 連携・連絡行動指針	
	(1)行動指針の構成
	(2)災害発生により想定される場面
	(3)災害発生直後の連携のための初動体制確立のポイント
	(4)公共交通の運行や情報の対応フロー及び連携対応表

※2 2 頁以降に内容の抜粋を掲載

## 2. 八戸市災害時公共交通行動指針（資料編）

- ・災害発生時に交通事業者が行動指針だけでは対応できない問題点があるため、情報伝達・共有における情報連絡網や連絡様式及び関係機関の連絡先、事前の備えの整備状況を整理している。
- ・事前の備えの整備状況については、リソースの整備状況等を交通事業者別に整理している。

### <資料編の内容>

- 資料1. 情報伝達・共有における情報連絡網
- 資料2. 連絡様式
- 資料3. 関係機関の所在地及び連絡先
- 資料4. 八戸市内のバス路線及び津波浸水区域図
- 資料5. 事前の備えの整備状況

#### ○事前の備えの整備状況の整理項目

- ①発災時の初動対応マニュアルの作成状況
- ②発災時の対応訓練の実施状況
- ③情報伝達訓練の実施状況
- ④災害時、停電時でも使用できる通信手段の確保状況
- ⑤リソースの充実（乗務員の確保状況、車両の確保状況）
- ⑥社屋等の耐震強化（建物状況、駐車場状況）
- ⑦代替施設の確保状況
- ⑧燃料の備蓄状況
- ⑨他社から乗務員を派遣してもらうための社内規定の整備状況

## 3. 八戸市地域防災計画における公共交通部分の改定案

- ・地域防災計画と災害時公共交通行動指針がリンクするように、地域防災計画の「市及び防災関係機関等の事務又は業務の大綱」の関係機関の記述について、改定内容を新旧対応表で整理している。
- ・これとは別に、地域防災計画に「公共交通対策」として新たな項目を加えることを想定している。

次頁以降に、「八戸市災害時公共交通行動指針」の全体構成各章の概要を示す。

【詳細は八戸市ホームページからご確認ください】

## ■八戸市災害時公共交通行動指針（本編）の概要

### □全体構成

- ・八戸市災害時公共交通行動指針（本編）は、「1.総則」、「2.方針」、「3. 連携・連絡行動指針」、で構成している。

#### 1. 総則

・行動指針全体に関わる一般的・包括的な規定等を定めている。

- (1) 本行動指針の目的
- (2) 本行動指針を適用する災害・被害
- (3) 本行動指針を適用する時期
- (4) 本行動指針を適用する地域
- (5) 本行動指針を適用する主体
- (6) 本行動指針を適用する主体の役割
- (7) 本行動指針を適用する側面
- (8) 本行動指針を適用する判断と適用の体制
- (9) 本行動指針の進行管理

#### 2. 方針

・関係機関の役割や対応の基本的な方針を定めている。

- (1) 本行動指針の基本方針
- (2) 時期別の基本方針
  - ①平常時の基本方針
  - ②緊急対応期・応急期の基本方針
  - ③復旧期の基本方針(上記3時期について、以下の方針を定める)
  - 情報伝達・収集・発信体制の確立の方針
  - 運行体制の確保の方針
    - 安全確保の方針\*
    - 運行サービス提供の方針
    - 交通資源の確保の方針
  - 関係機関の連携体制の確立の方針

※平常時、緊急対応期・応急期のみ

#### 3. 連携・連絡行動指針

・災害発生により想定される場面（運行・情報）ごとの対応について、標準的な流れや関係機関の対応項目を定めている。

- (1) 本行動指針の構成
- (2) 災害発生により想定される場面
- (3) 災害発生直後の連携のための初動体制確立のポイント
- (4) 公共交通の運行や情報の対応フロー及び連携対応表
  - ①【安全確保】運行中に乗客と乗務員が被災
  - ②【安全確保】事務所内の職員が被災
  - ③【サービス提供：インフラ】道路が被災して定期路線バスを運行できない
  - ④【サービス提供：インフラ】鉄軌道、駅舎等が被災したため、代替バス運行の必要性が発生
  - ⑤【サービス提供：需要への対応】被災者の避難所までの移動などの緊急的な輸送の需要が発生
  - ⑥【サービス提供：需要への対応】通院や入浴施設などの最低限な交通確保のために臨時的な輸送の需要が発生
  - ⑦【サービス提供：需要への対応】仮設住宅への移行に伴い、通勤通学、買物などに関わる公共交通需要が変化
  - ⑧【サービス提供：需要への対応】遠隔地への移動のため高速バスや新幹線との接続の需要が発生
  - ⑨【交通資源の確保：施設】社屋等が被災
  - ⑩【交通資源の確保：車両】バス車両が被災して、路線バスを運行できない
  - ⑪【交通資源の確保：燃料】燃料不足により、路線バスを運行できない
  - ⑫【交通資源の確保：人】乗務員が被災またはマイカー通勤者の燃料不足により通勤できず、乗務員が不足
  - ⑬【交通資源の確保：人】職員が災害対応しており、運行にあたる職員が不足
  - ⑭交通に関する情報伝達、共有、発信



# □各章の内容

## 1. 総則

・ 行動指針全体に関わる一般的・包括的な規定等を定めている。

- (1) 本行動指針の目的
- (2) 本行動指針を適用する災害・被害
- (3) 本行動指針を適用する時期
- (4) 本行動指針を適用する地域
- (5) 本行動指針を適用する主体
- (6) 本行動指針を適用する主体の役割
- (7) 本行動指針を適用する側面
- (8) 本行動指針を適用する判断と適用の体制
- (9) 本行動指針の進行管理

### (3) 本行動指針を適用する時期

発災前 (平常時)	緊急対応期			応急期	復旧期
	当日	3日間	1週間	概ね 1ヶ月間	概ね 1ヶ月間以降
日常	避難・救援・安否確認			避難所生活	仮設住宅生活
リスク管理	危機管理			復旧支援	

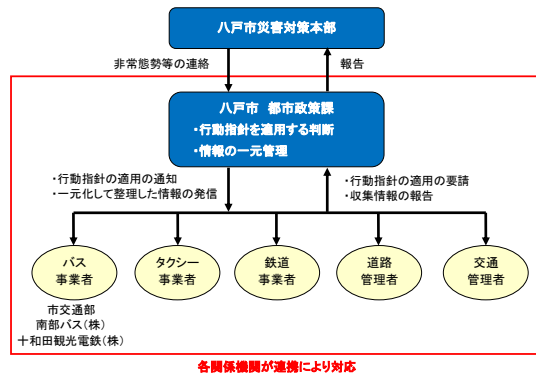


### (6) 本行動指針を適用する主体の役割 (抜粋)

適用対象主体	地域防災計画上の役割	行動指針における重点的な役割	具体的な行動内容
バス事業者	八戸市営バス	・バス緊急輸送の確保 ・バス運行路線の確保	・通行止め区間や鉄道の代替路線の運行 ・緊急的及び臨時的な無償輸送 ・バス運行情報の情報収集・発信・共有 ・車両や人員の融通 ・関係機関との協議
	南部バス(株)	・バス運行状況の情報収集・伝達 ・緊急輸送車両の整備	・緊急的及び臨時的な無償輸送 ・仮設住宅への移行に伴う有償輸送 ・バス運行情報の情報収集・発信・共有 ・車両や人員の融通 ・関係機関との協議
	十和田観光電鉄(株)	・輸送に要する資機材及び燃料の確保	・遠隔地への移動のためのターミナルとの接続運行 ・バス運行情報の情報収集・発信・共有 ・車両や人員の融通 ・関係機関との協議
鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)	・応急資材の確保 ・災害警備体制の確保 ・列車運転の安全と輸送の確保	・市内の必要区間の輸送確保 ・市内と県外の広域的な輸送確保 ・鉄軌道、駅舎等被災時の代替バスの運行依頼 ・鉄道運行情報の情報収集・発信・共有 ・関係機関との協議
	青い森鉄道(株)	・列車運転状況の情報収集・伝達	・市内と市外の広域的な輸送確保 ・鉄軌道、駅舎等被災時の代替バスの運行依頼 ・鉄道運行情報の情報収集・発信・共有 ・都市政策課への報告 ・関係機関との協議
タクシー事業者	・災害時における輸送等の協力	・緊急的及び臨時的な無償輸送 ・仮設住宅への移行に伴う有償輸送 ・関係機関との協議	・緊急的及び臨時的な無償輸送 ・仮設住宅への移行に伴う有償輸送 ・関係機関との協議
道路管理者	・道路の維持、管理及び交通確保 ・道路の被害状況の情報収集・伝達	・市内の必要区間の輸送確保	・道路状況の情報収集・発信・共有 ・関係機関との協議
交通管理者	・災害時の交通規制	・交通規制の実施	・都市政策課への報告 ・関係機関との協議
行政関係者	・災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告 ・災害対策に関する他の市町村等との相互応援協力に関する事 ・旅客輸送関係の被害調査 ・バスや鉄道の運行状況の広報	・関係機関との協議・調整 ・関係機関の連携対応の判断・主導	・関係機関の招集 ・関係機関からの情報の一元化 ・一元化情報を関係機関へ発信 ・利用者への情報提供 ・外部機関との燃料、車両、人員等に関する協議 ・市有地や施設等の提供協力

### (8) 本行動指針を適用する判断と適用の体制

<災害対策本部が設置された場合>



各関係機関が連携により対応

### (9) 本行動指針の進行管理

- ① 行動指針の更新、改訂
  - ・ 行動指針の更新、改訂は都市政策課が行う。行動指針のデータは改訂履歴で管理する。
  - ・ 関係機関は、行動指針に記載されている情報に修正や変更の必要が生じた場合は、都市政策課に連絡する。
  - ・ 都市政策課は行動指針の修正を行う。また、変更を行う場合は、必要に応じて災害時公共交通対策検討分科会を開催するなど、関係機関との調整を図りながら、変更内容を検討する。
  - ・ 変更した行動指針の内容については、内容の重要性に応じて地域公共交通会議に報告を行う。
- ② 事前の備えの整備の進捗状況等の管理
  - ・ 変更した行動指針の内容について、地域公共交通会議(分科会)において、関係機関で情報共有を図るとともに、事前の備えの整備を進めるため、地域公共交通会議(分科会)で進捗状況等の確認、管理も行う。
- ③ 情報伝達等の訓練の実施
  - ・ 情報伝達訓練等のシミュレーションを定期的を実施することにより、行動指針等の内容や機能性の確認及び検証を継続的に行う。
  - ・ また、訓練等の定期的な実施により関係機関の防災意識が高まり、結果として事前の備えの整備促進等にもつながる。
- ④ 情報連絡網の更新
  - ・ 人事異動等に伴い、各関係機関の情報連絡の担当者は変化していく。
  - ・ そのため、毎年4月に都市政策課が、様式にて関係機関に照会をかけて、情報連絡の担当者の氏名、部署、連絡先等の確認を行う。都市政策課は関係機関への照会結果をもとに、情報連絡網を更新し、関係機関に送付する。

## 2. 方針

・関係機関の役割や対応の基本的な方針を定めている。

### (1) 本行動指針の基本方針

### (2) 時期別の基本方針

#### ①平常時の基本方針

#### ②緊急対応期・応急期の基本方針

#### ③復旧期の基本方針

(上記3時期について、以下の方針を定める)

#### ●情報伝達・収集・発信体制の確立の方針

#### ●運行体制の確保の方針

##### ○安全確保の方針<sup>※</sup>

##### ○運行サービス提供の方針

##### ○交通資源の確保の方針

#### ●関係機関の連携体制の確立の方針

※平常時、緊急対応期・応急期のみ

## 【方針の内容】

<p>2. 方針</p> <p>(1) 本行動指針の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本行動指針の基本方針は以下のとおりとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 関係機関は発災後の運行実施や情報収集・発信に対応するため、事前の備えに努める。</li> <li>② 関係機関は本行動指針を適用する災害が発生した段階から情報共有に努める。</li> <li>③ 関係機関は事業継続計画（BCP）等に基づき、単独での運行の維持確保に努める。</li> <li>④（鉄道及び路線バスの輸送需要が大きい路線で）単独での運行が不可能となった場合、原則として都市政策課と交通事業者で運行の連携を協議する。ただし、緊急の対応が必要な場合はこれによらず、交通事業者間で協議・連携して迅速な対応を行う。</li> <li>⑤ その他、運行が困難となる共通の課題が発生した場合、関係機関で協議を行う。</li> <li>⑥ 利用者に有用な運行情報については、積極的に情報発信を行う。</li> <li>⑦ 都市政策課が全体の情報管理を行い、関係機関は情報集約に努める。</li> <li>⑧ 災害はいつ、どこで、どのような形で発生するか知れず、本行動指針が全ての状況にあてはまるものではない。このため、災害時には、各関係機関の状況の変化に応じて、適切な判断のもとと行動する。</li> </ol> </div> <p>(2) 時期別の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本行動指針の平常時、緊急対応期・応急期、復旧期における基本方針は以下のとおりとする。</li> </ul> <p>①平常時の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●情報伝達・収集・発信体制の確立の方針</li> <li>●関係機関は災害時にも確実に情報伝達できるよう通信連絡手段の確保に努める。（災害時優先電話、無線設備の確保など）</li> <li>●都市政策課は情報連携の実効性を高めるため、関係機関との連携体制を確立するとともに、訓練等の実施に努める。（連絡名簿の作成、情報伝達訓練等の実施、安全・安心情報メール配信サービスの活用、情報伝達及び情報発信する頻度やタイミングの設定など）</li> <li>●情報発信拠点（モビセンなど）の整備に努める。</li> <li>●運行体制の確保の方針</li> <li>○安全確保の方針</li> <li>●交通事業者は乗客及び乗務員の安全を確保するための対応マニュアルの作成に努める。（運行の継続・停止などの判断や乗客の避難誘導等のマニュアルなど）</li> <li>●災害時において迅速に対応するため、訓練等の実施に努める。</li> <li>○運行サービス提供の方針</li> <li>●交通事業者等は、災害発生時を想定し、最低限維持確保すべき運行サービスの水準やその確保策について定めることに努める。（移動需要や帰宅困難者への対応、代替手段の確保など）</li> <li>○交通資源の確保の方針</li> <li>●交通事業者等は、運行を継続するための交通資源（施設、車両、燃料、乗務員等）の確保策を事前に定めることに努める。（燃料タンク、燃料供給協定など）</li> <li>●関係機関の連携体制の確立の方針</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●都市政策課は連携の実効性を高めるため、平常時から関係機関との連携を図っておくものとする。（担当者名簿の作成、担当者会議の開催、情報伝達訓練の実施など）</li> <li>●関係機関で連携して対応する際の役割分担の明確化に努める。</li> </ul> </div> <p>②緊急対応期・応急期の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●情報伝達・収集・発信体制の確立の方針</li> <li>●災害が発生した場合、関係機関は連携・協力し道路施設や公共交通関連施設の被害状況を共有するものとする。（関係機関は都市政策課に情報提供→都市政策課は一元化情報を関係機関に提供、通信手段が途絶した場合は都市政策課等が訪問し収集）</li> <li>●交通事業者が臨時的運行を行った場合は、利用者への伝達に努める。</li> <li>●臨時的運行が複数事業者で行われ、利用者により一元化して提供が必要であると判断する場合は、積極的に情報提供するものとする。（情報発信拠点やツールの活用）</li> <li>●運行体制の確保の方針</li> <li>○安全確保の方針</li> <li>●乗務員は事前に定めた方法により、乗客及び乗務員の安全の確保に努める。</li> <li>●交通事業者は運行経路の状況把握を行い、臨機応変に乗客及び乗務員の安全の確保に対応する。（運行経路の安全確認、運転停止・継続の判断、乗客の誘導など）</li> <li>○運行サービス提供の方針</li> <li>●交通事業者等は、状況に応じた移動需要に対応した運行サービスの維持確保に努める。（幹線路線の運行維持、帰宅困難者への対応、新たな移動需要への対応など）</li> <li>●移動需要を単独で処理できない場合は、他事業者との連携や他機関からの応援について協議を要請するものとする。</li> <li>○交通資源の確保の方針</li> <li>●運行事業者等は、運行資源（施設、車両、燃料、乗務員）を確保できない場合は、他事業者との連携や他機関からの応援について協議を要請するものとする。</li> <li>●関係機関の連携体制の確立の方針</li> <li>●関係機関は、運行が困難となる状況が生じた場合には、公共交通の維持・確保のため、相互に連携・協力するものとする。</li> </ul> <p>③復旧期の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●情報伝達・収集・発信体制の確立の方針</li> <li>●交通事業者及び都市政策課は、臨時的運行情報の利用者等への提供に努める。（避難所等への提供など）</li> <li>●運行体制の確保の方針</li> <li>○運行サービス提供の方針</li> <li>●交通事業者及び都市政策課は、復旧に伴い、新たな移動需要への対応について連携・協力して対応するものとする。（路線の新設・変更、関係者協議など）</li> <li>○交通資源の確保の方針</li> <li>●新たな移動需要への対応に伴う交通資源（施設、車両、燃料、乗務員等）の確保については、交通事業者及び市は連携・協力して対応するものとする。</li> <li>●関係機関の連携体制の確立の方針</li> <li>●新たな移動需要への対応策について、関係機関は連携・協力して対応するものとする。</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3. 連携・連絡行動指針

・災害発生により想定される場面（運行・情報）ごとの対応について、標準的な流れや関係機関の対応項目を定めている。

(1) 本行動指針の構成  
(省略)

(2) 災害発生により想定される場面

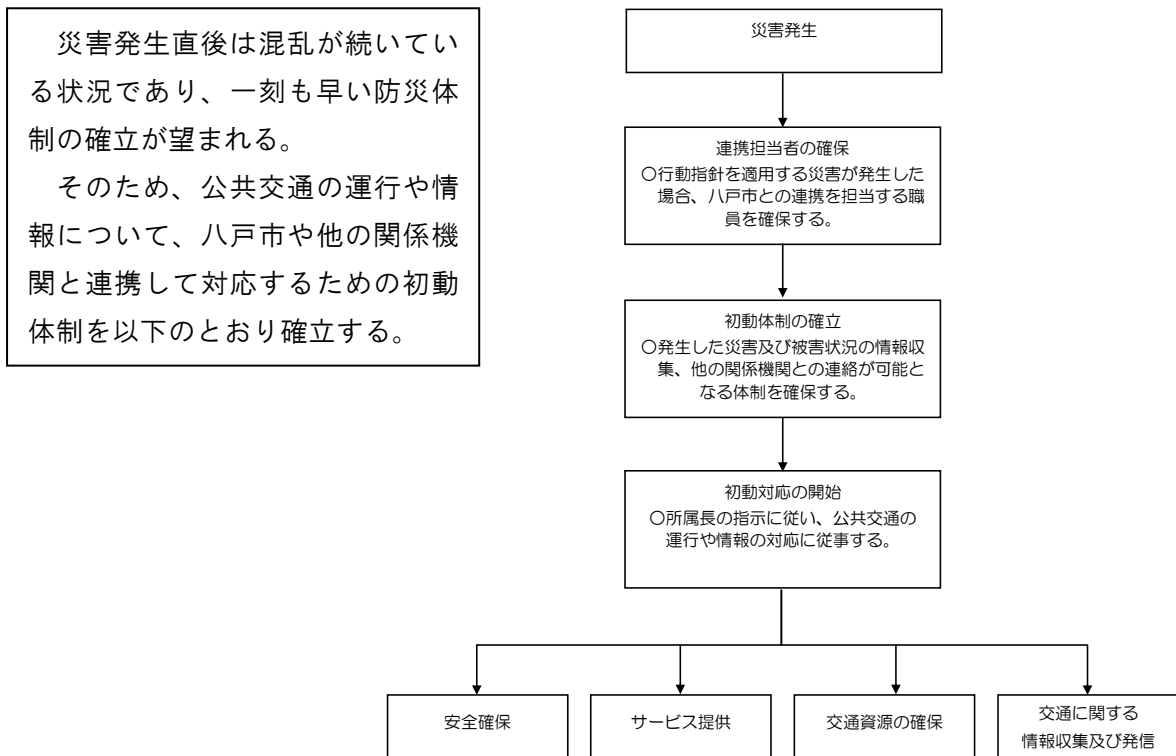
<連携・連絡行動指針の内容>

- (1) 本行動指針の構成
- (2) 災害発生により想定される場面
- (3) 災害発生直後の連携のための初動体制  
確立のポイント
- (4) 公共交通の運行や情報の対応フロー及び連携対応表

災害発生により公共交通にもたらされる場面を時系列別、項目別に以下のとおり整理した。

		緊急対応期			応急期	復旧期	掲載 ページ	
		当日	3日間	1週間	概ね1ヶ月間	概ね1ヶ月以降		
		避難・救援・安否確認			避難所生活	仮設住宅生活		
運行	安全確保	運行中に乗客と乗務員が被災					P12	
		事務所内の職員が被災					P13	
	サービス提供	被害対応 インフラ	道路が被災して定期路線バスを運行できない			道路の啓開や仮復旧が終了		P14
			鉄軌道、駅舎、電力供給施設等が被災したため、代替バス運行の必要性が発生					P18
		需要への対応	被災者の避難所までの移動などの緊急的な輸送の必要性が発生			通院や入浴などの最低限交通確保のための臨時的な輸送の必要性が発生	仮設住宅への移行に伴い、通勤通学、買物などに関わる公共交通需要が変化	P21 P25 P29
			遠隔地への移動のため、高速バスや新幹線との接続の必要性が発生					P34
	交通資源の確保	施設	社屋等が被災					P37
		車両	バス車両が被災して、路線バスを運行できない			他地域から寄付等により車両を入手		P40
		燃料		燃料不足により、路線バスを運行できない		燃料が安定的に供給		P43
		人	乗務員が被災またはマイカー通勤者の燃料不足により通勤できず、乗務員が不足				被災した乗務員の回復や燃料が安定的に供給	P46
	職員が災害対応しており、運行にあたる職員が不足					業務体制の回復	P49	
	情報	交通に関する情報収集及び発信	伝達	停電や基地局の被災により、平常時の通勤・連絡手段が使用できず、情報を伝達できない		停電等が復旧し、平常時の通信・連絡手段が使用できる		P51
収集			各関係機関で情報収集しなければいけないので、その労力がかかる上、情報も不足					
発信			日々変化する公共交通の運行情報を地域住民等に情報発信しきれない					

(3) 災害発生直後の連携のための初動体制確立のポイント



(4) 公共交通の運行や情報の対応フロー及び連携対応表

・(2)で想定した場面（以下の14場面）について、標準的な流れ等を「対応フロー」、関係機関の対応項目等を「連携対応表」として整理している。

[災害発生] により想定される場面

- ①【安全確保】運行中に乗客と乗務員が被災
- ②【安全確保】事務所内の職員が被災
- ③【サービス提供：インフラ】道路が被災して定期路線バスを運行できない
- ④【サービス提供：インフラ】鉄軌道、駅舎等が被災したため、代替バス運行の必要性が発生
- ⑤【サービス提供：需要への対応】被災者の避難所までの移動などの緊急的な輸送の需要が発生
- ⑥【サービス提供：需要への対応】通院や入浴施設などの最低限な交通確保のために臨時的な輸送の需要が発生
- ⑦【サービス提供：需要への対応】仮設住宅への移行に伴い、通勤通学、買物などに関わる公共交通需要が変化
- ⑧【サービス提供：需要への対応】遠隔地への移動のため高速バスや新幹線との接続の需要が発生
- ⑨【交通資源の確保：施設】社屋等が被災
- ⑩【交通資源の確保：車両】バス車両が被災して、路線バスを運行できない
- ⑪【交通資源の確保：燃料】燃料不足により、路線バスを運行できない
- ⑫【交通資源の確保：人】乗務員が被災またはマイカー通勤者の燃料不足により通勤できず、乗務員が不足
- ⑬【交通資源の確保：人】職員が災害対応しており、運行にあたる職員が不足
- ⑭交通に関する情報伝達、共有、発信

次頁以降に、「⑤【サービス提供：需要への対応】被災者の避難所までの移動などの緊急的な輸送の需要が発生」の対応フロー及び連携対応表を示す。

例) ⑤【サービス提供：需要への対応】被災者の避難所までの移動などの緊急的な輸送の需要が発生

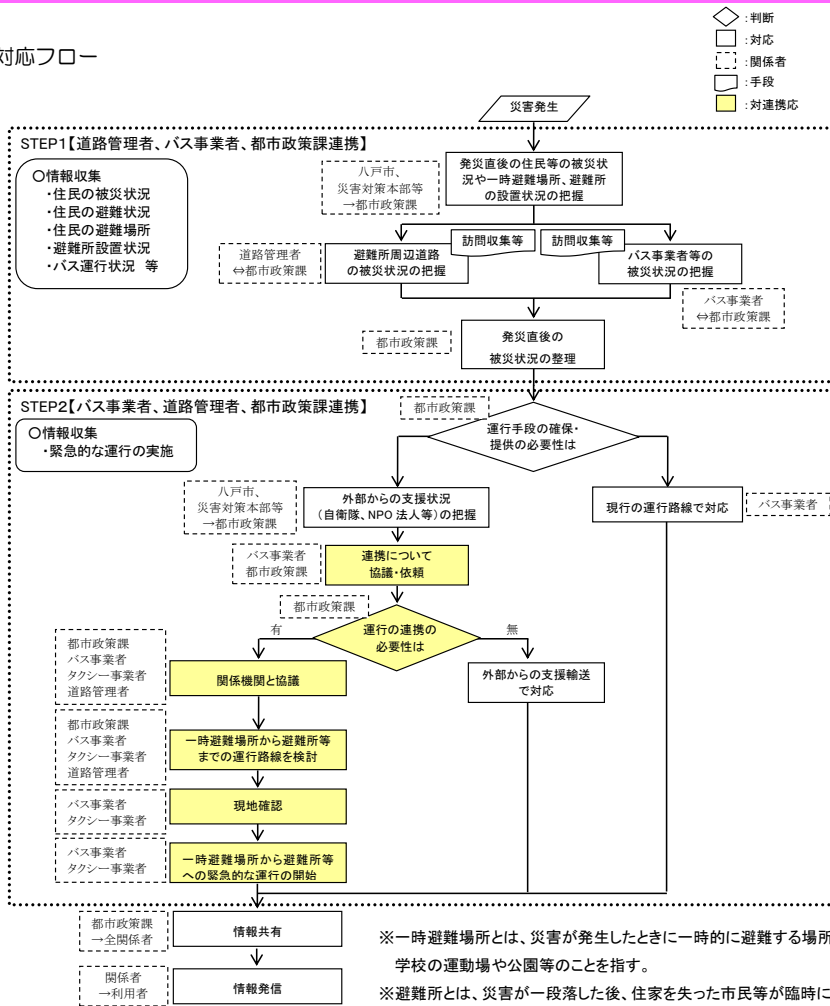
○対応フロー

バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者	道路管理者	交通管理者	行政関係者
●	●				●

⑤【サービス提供：需要への対応】被災者の避難所までの移動などの緊急的な輸送の需要が発生

- 災害発生後の対応で重要なこと
  - ・関係機関で連携して対応する際の役割分担の明確化
  - ・NPO 法人等の外部機関の活動状況の把握
  - ・指定されている避難所や一時避難場所の把握

●対応フロー



●連携対応場面

連携対応場面	掲載ページ
発災直後における一時避難場所から避難所等までの緊急的な輸送において、現行の運行路線では対応できず、連携が必要となった場合	P22
発災直後における一時避難場所から避難所等までの緊急的な輸送において、大量輸送ではない場合もしくは運行ルートに入る施設周辺の道路幅員が狭い場合	P23

○対応表①

【連携対応場面：発災直後における避難場所から避難所等までの緊急的な輸送において、現行の運行路線では対応できず、連携が必要となった場合】

- 連携対応のポイント
  - ・都市政策課からバス事業者に運行依頼と運行条件を提示して、緊急的な輸送を実施する
- 注意事項や前提条件など
  - ・発災後、時間がない中での対応となるので、各関係機関の対応は同時並行で進む
- 連携のイメージ
  - ・発災直後に被災者の避難場所から避難所等への移動手段を確保するため、都市政策課とバス事業者が協議して運行路線を検討する

都市政策課の役割	バス事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との協議</li> <li>・緊急的な無償運行の依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との協議</li> <li>・緊急的な無償運行</li> </ul>

都市政策課の対応	バス事業者の対応
①バス事業者に運行条件等を伝えて、運行を依頼する。 ○運行条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行ルートに入れてほしい施設、場所                              (例：避難場所、避難所、市役所、被害を受けた地区、遺体安置所など)</li> <li>・想定利用者数</li> <li>・通行止め道路</li> <li>・現時点で通行可能な道路</li> </ul>	②現地調査等を踏まえて、緊急的な輸送の運行条件を検討し決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行ルート</li> <li>・運行ダイヤ</li> <li>・運行時間</li> </ul> ③決定した緊急的な輸送の運行条件等を都市政策課に連絡  ④緊急的な輸送の運行開始  ⑤緊急的な輸送の運行終了  ⑥利用状況、利用者の声により運行条件等の見直し、改善
④緊急的な輸送の運行条件等を確認・了承	
⑦需要に応じて、緊急的な輸送の運行終了	

○対応表②

【連携対応場面：発災直後における避難場所から避難所等までの緊急的な輸送において、大量輸送ではない場合もしくは運行ルートに入れる施設周辺の道路幅員が狭い場合】

- 連携対応のポイント
  - ・都市政策課からタクシー事業者に運行依頼と運行条件を提示して、緊急的な輸送を実施する
- 注意事項や前提条件など
  - ・発災後、時間がない中での対応となるので、各関係機関の対応は同時並行で進む
- 連携のイメージ
  - ・被災者のニーズはそれほど多くないものの、発災直後に被災者の避難場所から避難所等への移動手段を確保する必要がある場合、都市政策課とタクシー事業者が協議して運行路線を検討する

都市政策課の役割	タクシー事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との協議</li> <li>・緊急的な無償運行の依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との協議</li> <li>・緊急的な無償運行</li> </ul>

都市政策課の対応	タクシー事業者の対応
①タクシー事業者に運行条件等を伝えて、運行を依頼する。 ○運行条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行ルートに入れてほしい施設、場所 (例：避難場所、避難所、市役所、被害を受けた地区、遺体安置所など)</li> <li>・想定利用者数</li> <li>・通行止め道路</li> <li>・現時点で通行可能な道路</li> </ul> ④緊急的な輸送の運行条件等を確認・了承	②緊急的な輸送の運行条件を検討し決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行ルート</li> <li>・運行車両(タクシー、ジャンボタクシーなど)</li> </ul> ③決定した緊急的な輸送の運行条件等を都市政策課に連絡
⑦需要に応じて、緊急的な輸送の運行終了	⑤緊急的な輸送の運行開始  ⑥利用状況、利用者の声により運行条件等の見直し、改善

## 2-2 田原市

### ■取り組みの背景

- ・東日本大震災等を踏まえた中央防災会議による南海トラフ巨大地震の想定を受け、地震・津波による建物・人的被害等の再調査・検討を開始し、地域防災計画改訂に向けて地域防災体制の再構築に取り組んでいる。
- ・この中で公共交通分野においても、災害時の公共交通確保に向け災害への備えの検討に着手したところである。

### ■これまでの検討の経緯（右表参照）

#### ○準備会の開催

- ・平成24年11月の田原市と交通事業者との準備会を経て、田原市と交通事業者で構成される検討会設置を決定（12月）した。

#### ▼災害時の公共交通確保に向けた打合せ（準備会）の概要

[参加者] 主な交通事業者、田原市（防災対策課・市民協働課）

[内 容] ○趣旨説明  
○田原市防災計画の概要説明  
○災害時知恵袋の概要説明  
○交通事業者の災害時対応状況報告  
○検討会の必要性及び今後の進め方についての意見交換

[決 定] ・検討会設置が必要

- ・状況の把握及び連携体制等の構築は、すべての公共交通関係者を対象とするが、検討会は各分野代表者で行う など

#### <災害時知恵袋の活用場面>

- ・準備会では、災害時知恵袋を抜粋したもので東日本大震災の事例等を提示しながら、交通事業者に対して災害への備えの必要性を説明した。

#### ○公共交通分野における災害時連携体制確立検討会の開催

- ・平成25年3月に第1回公共交通分野における災害時連携体制確立検討会開催した。
- ・第1回検討会では、現時点の防災体制や地域防災計画の内容、津波浸水被害想定を確認し、課題を整理している。

#### ▼第1回災害時連携体制確立検討会の検討内容

##### ①各事業者における災害時対応の現状について～災害対応の現状確認

##### <現状確認項目>

- ・災害時における対応マニュアルの有無
- ・災害発生時連絡体制表の有無
- ・災害発生時の乗務員等との連絡手段
- ・乗務員と連絡がつかない場合の行動指針
- ・災害発生時の乗務員・乗客の安全確保(避難方法等)
- ・災害発生時等の運行状況の情報提供方法
- ・災害における被害(乗務員・車両等)を受けた場合の対応方法等を定めている



- ・暴風雨等の運行限界の判断基準及び判断方法
- ②災害時対応の課題について（地震・津波・風水害）
  - ＜課題検討項目＞
  - ・発災時の安全確保（避難場所）                      ・通信・連絡手段の確保
  - ・交通情報の収集                                              ・運行情報の提供
  - ・車両・船舶・乗務員・燃料の確保                      ・運行（仮運行）の再開
- ③被災時の体制について～田原市地域防災計画（地震災害対策計画）

＜田原市の検討の経緯＞

年月	検討内容等	参加者
H24.9	進め方の検討（国土交通省総合政策局との打合せ） ○趣旨説明 ○田原市の防災対策の概要説明 ○災害時知恵袋の概要説明 ○公共交通分野における防災対応の進め方及び災害時知恵袋の検証方法に関する意見交換	○国土交通省総合政策局担当者 ○中部運輸局担当者 ○学識経験者 ○田原市（交通担当、防災担当等）等
H24.11	<b>準備会の開催</b> ⇒ <b>関係機関（交通事業者）と意識共有の場</b> ○趣旨説明 ○田原市防災計画の概要説明 ○災害時知恵袋の概要説明 ○交通事業者の災害時対応状況報告 ○検討会の必要性及び今後の進め方についての意見交換 ⇒ <b>検討会設置の決定（12月）</b>	○主な交通事業者 ○田原市（交通担当、防災担当等）
H24.12	地域公共交通会議への取組報告 ○取り組みのきっかけ ○検討目的及び検討体制 ○検討の進め方	○地域公共交通会議構成員
H25.2	市防災担当部局より被害想定公表 ○被害範囲の確認	○田原市（交通担当）
H25.3	<b>第1回公共交通分野における災害時連携体制確立検討会開催</b> ○各事業者における災害時対応の現状について～災害対応現状確認 ○災害時対応の課題について（地震・津波・風水害） ○被災時の体制について～田原市地域防災計画（地震災害対策計画）	○主な交通事業者 ○田原市（交通担当、防災担当等）

（今後も検討を継続し、平成25年度を目途に成果をとりまとめる予定）